

## 平成25年度の改善評価事項に対する対応について

平成27年10月8日

金沢大学では、動物実験委員会において平成25年度の本学における動物実験等の実施状況などについて研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示第七十一号。以下「基本指針」という）と適合しているかについて点検・評価を行いました。

その結果浮かび上がった主な課題とその改善の方針に対して、以下のとおり対応致しました。改善の必要のあった項目のみ掲載させていただいております。

### 【I. 規程及び体制等の整備状況】

#### 3. 動物実験の実施体制

動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点ある。

基本指針に合致する実施体制が定められてはいるが、飼養保管施設外実験室について、研究棟改修・新営工事による研究室移転に伴う廃止手続きの確認が不十分となり、同一名称の動物実験室が複数の場所に登録されたり、同一場所に複数の動物実験室の割り当てが記録されているため、設置棟毎に記録を整理し、定期的に部局に対し設置状況や運用状況を確認するなど、持続的な管理体制に努める。

#### 【点検評価を受けてとった対応】

・平成27年6月16日付け研究推進部研究推進課総務係通知「飼養保管施設外実験室の運用状況について（通知）」により、同一又は非常に酷似した名称の動物実験室や同一場所に複数の動物実験室が存在している場合の管理状況および変更事項の確認について通知し、適正化を図った。

### 【II. 実施状況】

#### 2. 動物実験の実施状況

概ね良好であるが、一部に改善すべき点ある。

少数ながら継続計画書、報告書の提出に遅れがみられ、また不適切な結果報告の是正が困難なことがあり、審査終了時期に遅れが生じている。提出期限超過の場合、理事（研究担当）から部局長への督促体制や実験責任者の申請資格停止体制は整備されているので、適正な運用が求められる。

#### 【点検評価を受けてとった対応】

・平成26年7月29日付け動物実験委員会委員長通知「動物実験に係る要領の一部改正について（通知）」により、動物実験継続計画書、動物実験実施報告書の提出遅滞の場合、理事（研究担当）から部局長へ通知による指導を行う、指導後も提出がない場合は、実験責任者の申請資格

を停止する旨追記し、明文化を行った。

上記に伴い、平成26年8月8日付理事通知「動物実験計画書の提出について（依頼）」、平成27年6月9日付理事通知「動物実験計画書又は動物実験実施報告書の提出について（依頼）」により、動物実験計画書提出遅滞者へ勧告通知を行った。

## 6. 教育訓練の実施状況

概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

動物実験基礎講習及び各飼養保管施設における教育訓練が適正に実施されているが、一部に文科省基本指針施行後の講習を受講していない従事者がおり、継続手続遅滞の原因となっている場合があるため、改正動愛法および文科省基本指針の説明を中心とした講習を開催する。

### 【点検評価を受けてとった対応】

・平成26年10月23日付け動物実験委員会委員長通知「動物実験基礎講習の受講対象者の変更について（通知）」により、同年11月の講習から、講習の前半部分を改正動愛法及び文科省基本指針の説明を中心とした講習内容として実施し、平成19年3月以前の受講歴のある者は、講習の前半部分のみを受講することで、平成19年4月以降に受講したものと見なす内容へ変更した。